

定 款

一般財団法人理数教育研究所

一般財団法人理数教育研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人理数教育研究所と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、わが国における理数教育の充実のため、研究・調査並びにそのための研修・助成・刊行等を主な事業内容とし、児童・生徒に科学する心を培い育て、数理的知性の開発の基礎を育み、わが国の教育の充実に寄与することを主たる目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の各教育の現状分析と提言
- (2) 国内・国外の理数教育の調査・研究、普及・支援
- (3) 研究会・セミナー等の開催と協力・支援
- (4) 次代の理数教育研究指導者の育成と発掘
- (5) 情報通信技術等を利用した教材の研究・開発
- (6) 大学・その他教育関連機関との共同研究と連携
- (7) 家庭教育に関する調査・研究
- (8) 理数教育の研究を実践している学校及び地域の研究団体への助成
- (9) 各種研究書の刊行
- (10) その他前条の目的を達するに必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名又は名称及び住所並びに設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は、以下のとおりとする。

設立者 株式会社新興出版社啓林館

住 所 大阪市天王寺区大道四丁目3番25号

拠出をする財産及びその価額 金銭 3000万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会

に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第10条 当法人に評議員3名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

（評議員の職務）

第12条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 評議員は、評議員会の決議に基づき、代表理事に対し、必要と認める事項について助言する。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての

権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 代表理事の選定及び解職
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の推薦を経て、評議員会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって代表理事以外の理事の中から選定する。
- 4 前項で選定された業務執行理事の中から、理事会の決議によって常務理事若干名を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 常務理事は、代表理事を補佐して業務を執行し、代表理事に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第29条 当法人に、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人の事業の重要事項について、代表理事の諮問に応じる。
- 4 参与は、当法人の事業の研究、調査に協力する。
- 5 顧問及び参与に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(諮問事項)

第36条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び決算についての事項
- (3) 不動産の購入又は担保提供についての事項
- (4) 新たな義務の負担又は権利放棄若しくは長期借入金についての事項
- (5) その他当法人の業務に関する事項で、代表理事が必要と認める事項

第8章 所長、所員、研究員及び事務局

(所長、所員及び研究員)

第37条 当法人に、所長1名、所員及び研究員各若干名を置くことができる。

- 2 所長は、理事会において理事の中からこれを選任し、業務を統轄する。
- 3 所長は有給とすることができる。
- 4 所員及び研究員は、所長の命を受け、研究・調査に従事する。
- 5 所員及び研究員は有給とすることができる。
- 6 研究員は所長が委嘱し、都道府県の地区毎に支部組織を設けることができる。

(事務局)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長1名及び事務職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務職員は前条の所員が当たる。
- 4 事務局長及び事務職員は有給とすることができる。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第40条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

第43条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年11月30日までとする。
- 2 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 3 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

附 則 (平成30年1月11日)

この定款は、平成30年1月11日から施行する。

上記は当法人の定款である。

平成30年 1月11日

大阪市天王寺区大道四丁目3番23号

一般財団法人理数教育研究所

代表理事 岡本和夫